

資料編 6

医療廃棄物の取り扱い 「東京都医師会方式」について

● 東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

廃棄物処理法における排出事業者責任が強化されていることから、本会では医療機関が「安全に・確実に・より適正に」医療廃棄物を適正処理できるシステムについて検討を行い、モデル事業を経て、平成 17 年度より東京都医師会、東京産業廃棄物協会、東京都環境整備公社の 3 者により、標記事業を実施している。本事業は、地区医師会単位での参加となり、医療機関から排出される医療廃棄物について、IC タグをごみ箱一個ずつ個別に張り付け、医療機関からの排出時と中間処分施設への搬入時に IC タグから情報を読み取ることで、第三者である(財)東京都環境整備公社が廃棄物の流れを確実に管理することにより、医療廃棄物の適正な処理を目指すシステムである。

また、本事業は電子マニフェストに連動しているため、マニフェストの交付・管理・記帳・保管・報告*といった管理業務が簡素化される。

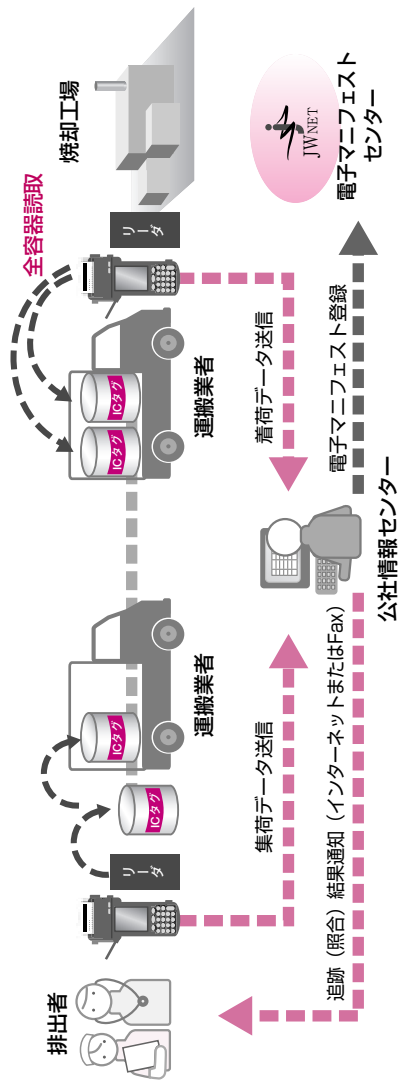
なお、本事業はインターネットでも FAX でも利用できる受付システムで運用しているため、パソコンのない医療機関においても電子マニフェストのメリットを利用できる。

※平成 20 年度から、前年度 1 年間（前年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで）に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した場合、その交付等状況について報告書を作成し、都道府県知事又は政令市長に提出することが義務化された。

問合せ先

東京都医師会 保健医療課（電話 03-3294-8821）

感染性廃棄物の個別追跡



- 運搬業者はICタグ・リーダーと携帯端末で廃棄物を個別追跡をします。
- 排出時に、全ての廃棄物容器のICタグを読み取ります。
- 読み取ったICタグデータをマニフェストデータと共にセンターに送信し、電子マニフェスト登録を行います。
- 目的の到着時にICタグデータを読み取り、センターに送信。
- センターで両データを照合、結果を排出者にリアルタイムで通知し、電子マニフェスト登録を行います。

